特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子·父子·寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関す る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和7年6月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務				
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第31条の6,第32条,附則第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第15条第2項,第31条の6第1項,第31条の6第2項,第31条の6第3項,第31条の6第5項の償還免除の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務				
③システムの名称	・公金受取口座情報の取得に関する事務 呉市母子父子寡婦福祉資金システム,団体内統合利用番号連携サーバ,中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
母子父子寡婦福祉資金システ	ムファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条, 別表の63, 135の項				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表88, 160の項 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	こども部こども支援課				
②所属長の役職名	こども支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℡ 0823-25-3173				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℡ 0823-25-3173				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成	31年2月8日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] ぞれ重占項日誕	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書
されている。		(10至 次百日		7713/2011 1141/0 11543/
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	照会を行う際には4情報又は住所を含むる	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い,住基ネット 3情報による照会を行うことを厳守している。また必ず複数人で ることとしている。これらの対策を講じていることから,人為的ミ る」と考えられる。				
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 []	内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	答					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	う,アクセス制限を実施している。また,副 閲覧等できる特定個人情報は,担当業務 定個人情報を紐付けられることはない。こ	おいて, 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよ本登録等に使用する統合宛名システムにおいても, 各職員がに必要な範囲に制限しており, 担当していない業務に関する特れらの対策を講じていることから, 目的を超えた紐付け, 事務リスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更箇		本面並入和華	本市体の打禁	48 (1) nd: 400	相中中77-6400
変更日	項目 I 関連情報 5. 評価実施機	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	国 関連情報 5. 計画 実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 竹之内 健	子育て支援課長 是貞 聡志	事後	人事異動
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育で支援課長 是貞 聡志	子育て支援課長	事後	項目変更
平成31年2月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年2月8日時点	事後	
平成31年2月22日	Ⅳリスク対策		(項目追加)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	第19条第7号 別表第二	第19条第8号 別表第二	事後	番号利用法の改正
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法 車第129号)第13条、第31条の6、第32条、附則 第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理、 その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に所入る事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法		事後	公金受取口座情報の提供開
		・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条、第15条第2項、第31条の6 第1項、第31条の6第2項、第31条の6第3項、第 31条の6第3項の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	律第129号)第13条、第15条第2項、第31条の6 第1項、第31条の6第2項、第31条の6第3項、第 31条の6第3項の6第3項、第 31条の6第3項の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ・公金受取口座情報の取得に関する事務	716	始
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	•第9条第1項 別表第一43項	•第9条第1項 別表第一43,101項	事後	公金受取口座情報の提供開 始
令和4年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	・第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26,30,87項 情報照会の根拠:63項	·第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26,30,87項 情報照会の根拠:63,121項	事後	公金受取口座情報の提供開 始
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉保健部子育て支援課	こども部こども支援課	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長	こども支援課長	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	具市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ デ737-8501 呉市中央4丁目1番6号 la. 0823-25-3173	具市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 版 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	具市 福祉保健部 子育て支援課 支援グルー ブ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 版 0823-25-3173	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Ta. 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一43,101項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年月10日内閣府・総務省令第5号)・第34条		事後	番号法の改正
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第8号 別表第二情報提供の根拠:2630,87項情報無会の根拠:63,121項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務の番号の不定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)情報提供の根拠:19、44条情報照会の根拠:34条		事後	番号法の改正
令和7年6月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる 11. 最も優先度が高 いと考えられる対策		(項目追加)	事後	様式の変更
		L	1		j